

## 平成30年2月の大雪による災害により被災した被保険者等に 係る一部負担金等の取り扱いについて

平成30年2月の大雪による災害により被災された方々で一定要件に該当する場合は、保険医療機関等での一部負担金等の支払いを猶予することができます。

なお、支払い猶予をご希望された方につきましては、保険医療機関等への支払いに代えて、後日当健康保険組合が被保険者から直接徴収することになります。

### ・適用市町村について

別添のとおり

詳しくは東京都電気工事健康保険組合 給付課(03-3861-1853)までお問い合わせください。



平成 30 年 2 月 7 日  
内閣府（防災担当）

## 平成30年2月4日からの大雪による災害にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

### 1. 災害の概要

平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、福井県は 3 市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【福井県】 福井市 (ふくいし) あわら市 (あわらし) 坂井市 (さかいし)	2月6日	平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

### 2. これまでにとられた措置

- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
高相、佐藤、堀田  
TEL 03-5253-2111（内線51359）  
03-3593-2849（直通）